

公告第 623 号

次のとおり公募型プロポーザルを執行する。

令和 6 年 3 月 26 日

郡山市長 品川 萬里

第 1 業務概要

- 1 業務名 こおりやまプロモーションアンバサダー創出活用業務委託
- 2 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 3 履行期間 契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日（月）まで
- 4 提案上限金額 ￥5,493,400 円（消費税及び地方消費税を含む。）

第 2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 2 郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 13 年 4 月 24 日制定）、郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱（平成 20 年 12 月 1 日制定）及び郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名停止等措置要綱（平成 20 年 12 月 1 日制定。以下「指名停止要綱」と総称する。）に基づく指名停止期間中のものでないこと。
- 3 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- 4 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は第 8 条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- 5 本公告の日の 5 年前の日から参加申込期限までの間において、本業務と同種又は同類の業務経験を有していること。

- 6 共同企業体によりプロポーザルに参加する場合は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。
- (1) 共同企業体は、自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。
 - (2) 共同企業体は、代表企業を選定し、この代表企業を共同企業体の代表者として本市と契約の締結が行えること。この場合、代表企業は本市に対して全ての責任を負うものとする。
 - (3) 前第1項から第4項までの要件について、共同企業体の全構成企業が満たしていること。
 - (4) 前第5項の要件について、共同企業体のうちいずれかの構成企業が満たしていること。

第3 実施要領等の入手方法

こおりやまプロモーションアンバサダー創出活用業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領及び様式（以下「実施要領等」という。）については、郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。

「郡山市ウェブサイトー入札・契約ポータルサイトー入札情報ーその他の業務」

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/keiyakuportal/105875.html>

第4 担当部局

〒963-8601

福島県郡山市朝日一丁目23番7号 郡山市役所本庁舎5階

郡山市文化スポーツ部国際政策課シティプロモーション係

電話 024-924-3711 ファクシミリ 024-924-0059

メールアドレス gakuto@city.koriyama.lg.jp

第5 参加申込書、企画提案書及び添付書類の提出

- 1 提出期限 令和6年4月30日（火）午後5時15分まで（必着）
- 2 提出場所 郡山市役所本庁舎5階 郡山市文化スポーツ部国際政策課
- 3 提出方法 郵送又は持参による。

なお、郵送の場合は、書留等の発送・配達を確認できる方法によることとし、提出期限までに到達したものを有効とする。持参による提出の場合は、郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日を除く午前8時30分から午後5時15分までの受付とする。

第6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

第7 契約候補者の決定

- 1 こおりやまプロモーションアンバサダー創出活用業務委託に係るプロポーザル選定委員会設置要綱(令和6年3月21日制定)に基づき設置する委員会(以下「選定委員会」という。)において、実施要領等で定めた選定基準及び選定方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務委託の契約候補者及び次順位者を決定する。
- 2 審査結果については、郡山市ウェブサイトにて、次の内容を公表するものとする。
なお、契約候補者及び次順位者以外の参加者の名称は公表しないものとする。
 - (1) 事業者名
 - (2) 契約候補者及び次順位者名
 - (3) 各参加者の評価点
 - (4) 審査の経過及び審査委員

第8 契約条件

- 1 提出された企画提案書等について選定委員会で審査し、契約候補者として決定された者と随意契約の手続きを行う。
なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。
- 2 契約候補者の特定から契約締結までに、「第6 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。
- 3 契約保証金については、郡山市契約規則(昭和40年郡山市規則第49号。以下「規則」という。)第8条第1項第5号の規定により免除とする。
- 4 契約書の作成を要する。
- 5 委託料の支払いについては、発注者は、業務完了後に行う検査合格の後、受注者が提出する適正な請求書を受領した日から30日以内に行うものとする。

第9 その他

- 1 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 企画提案書等に関する審査は書面にて実施し、必要に応じヒアリングを実施する。
- 3 参加申込及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、参加申込者の負担とする。
- 4 提出された書類は返却しない。
- 5 提出された書類は、参加申込者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- 6 その他必要な事項は、規則及び本プロポーザル実施要領による。

こおりやまプロモーションアンバサダー創出活用業務委託仕様書

1 業務名

こおりやまプロモーションアンバサダー創出活用業務

2 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

3 業務目的

本業務は、郡山市市制施行100周年を1つの契機に、本市の魅力を広く発信するため、SNS等を通じ国内外に発信できる人材を「こおりやまプロモーションアンバサダー」（以下、「アンバサダー」という。）として起用し、アンバサダーからの情報発信を通じて、本市のイメージや認知度の向上及び関係人口の創出に繋げることを目的とする。

4 業務方針

(1) アンバサダーに求める素養

- ア SNSのフォロワーが多く、情報拡散力がある方
- イ 本市と何らかの関係があり、本市のPRに対して熱意がある方
(地縁に限らず、本市の特産品や観光スポットに対する熱量も関係値とみなす)
- ウ 特にZ世代を含む若年層への発信力がある方

(2) 目安とする主なスケジュール

- ア オーディションの開催（6月～9月）
- イ アンバサダーの委嘱（10月上旬）
- ウ アンバサダーによる情報発信（11月～3月）

5 業務内容

(1) オーディションの企画・立案

- ア アンバサダーを選定するためのオーディションを企画すること。
- イ 本市が想定しているアンバサダーの起用人数は3名程度とするが、最大でも4次選考まででアンバサダーを決定するオーディションの仕組みを考えること。
- ウ オーディションの実施にあたり、必要となる募集要項や応募フォームを作成すること。
- エ オーディションにおける選考方法について、本市のPRにも繋がる手法を取り入れること。
- オ 選考方法の一部において、Z世代を含む本市住民の意見を反映できる機会を取

り入れること。

カ 応募者の個人情報の取り扱いについて、関係法令に則りきちんと対応できる体制や同意書を整備すること。

キ 本市公式アカウント以外でのオーディションの開催を周知する手法を検討し、応募希望者が応募しやすく、より多くの応募者を確保できるようにすること。

(2) オーディションの実施

ア 応募受付、審査、結果発表などオーディションに必要な事務を行うこと。なお、アンバサダーの素養を満たす応募者を増やすために既存のオーディションサイト等を利用し、実施することも可とする。

イ 応募者からの問い合わせ対応や選考に係る連絡調整を行い、スムーズに選考が行われるように運営すること。

ウ 各段階において応募者の情報を整理し、適正に管理すること。

エ 選考過程で必要となる物品等の調達を行い、必要に応じて賞品や賞金を準備すること。

オ 応募者や選出されたアンバサダーに対するフォローアップやサポートの体制を整えること。

(3) オーディションに関する動画制作

ア オーディションの選考過程などを盛り込み、アンバサダー公表までの機運を高める動画を制作し、市公式 YouTube その他の効果的手法で配信または広告すること。

イ 動画の尺や本数などは、効果的と思われる手法で設定し、アンバサダー公表時にも上映するものとする。

ウ 動画のシナリオについては、撮影前に本市の許可を得て決定すること。

エ 動画制作に当たっての撮影機材の調達、撮影場所の許可、出演者の手配等の一切の手続きは、原則受注者の責任のもとで行うこと。ただし、公共施設や公道等を使用する場合は本市に相談すること。

オ 完成した動画は、本事業のみでなく本市のPRのためインターネットでの配信や各所サイネージでの放映、各種イベント時のプロモーション放映などに利用することを踏まえ、内容・出演者等を検討し、著作権等必要な措置を講じた上で制作するものとする。

(4) アンバサダーによる情報発信に係るマネジメント

ア 選定されたアンバサダーの3月末までの活動マネジメントを行うこと。

イ 想定される最低限の活動内容については、以下のとおりとする。

- (ア)首都圏で開催予定の100周年記念ファンミーティングへの出演(10月予定)
 - (イ)11月～3月までのイベントや本市特産品等のPR(月1回×3名×4か月)
 - (ウ)郡山市おすすめスポットの紹介(市内での活動 1回×3名)
- ウ 上記イに必要となるアンバサダーの交通費、謝礼、特産品の調達・送付等の経費については本委託費の範疇とする。

(5) その他の企画提案

上記(1)～(4)のほか、本業務に価値を付加するもの等、提案上限価格の範囲内で本業務の目的に沿う実現可能な企画を提案することができる。

6 報告書及び成果品の提出

- (1) オーディション等の事業の実施に関する報告書
- (2) 制作した動画データ
- (3) 提案後採用された成果品 (ウェブサイトバナー広告等)

7 成果品の納期

令和7年3月31日(月)までとする。

8 納品場所

郡山市文化スポーツ部国際政策課

※納品方法等の詳細は、協議の上決定する。

9 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 本業務は、風評払しょくを狙いとした福島県外の住民に対する情報発信やイベント開催等の支援を目的とした復興庁の地域情報発信交付金を活用し実施するものである。そのため、事業の実施を通じて、県外住民に対する本市のプロモーションが十分図られるよう工夫を凝らすこと。
- (2) 業務全体を管理・統括する責任者を置くこと。本市との連絡は原則として、この統括責任者を通して行うものとする。
- (3) 本業務に関する打合せ協議を必要に応じて随時行うものとする。なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受注者の負担とする。
- (4) 本業務の全部又は一部を第三者に請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (5) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。
- (6) 本業務において受注者が取り扱う個人情報については、本市の保有する個人情報

として、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等の適用を受けることに留意し、その適切な管理のために、必要な措置を講じること。

- (7) 受注者は、本業務の履行に際し、自己の責めに帰すべき事由により本市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (8) 受注者は、本業務の履行に当たり、受注者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (9) 本業務にて制作した成果品及び映像素材データの著作権(著作権法第27条、第28条所定の権利を含む)は、本市に帰属するものとする。
- (10) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める業務の実施に当たって疑義が生じた場合は遅滞なく協議し、これを定めるものとする。